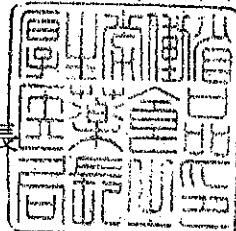


三
手
薬食発1017第1号
平成24年10月17日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第146号）が別添のとおり平成24年10月17日に公布されたので、貴職におかれでは、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる17物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



- ① (4-クロロナフタレン-1-イル) (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類
- ② (2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル) (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類
- ③ 5-[3-(1-ナフトイル)-1H-インドール-1-イル] ペンタニトリル及びその塩類
- ④ 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類
- ⑤ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ⑥ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (4-メチルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ⑦ 2-ベンジルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル) プロパン-1-オン及びその塩類
- ⑧ (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) (4-プロピルナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ⑨ 2-(メチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類
- ⑩ (4-メチルナフタレン-1-イル) [1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル] メタノン及びその塩類
- ⑪ 1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル) プロパン-1-オン及びその塩類
- ⑫ 1-(4-メチルフェニル) プロパン-2-アミン及びその塩類
- ⑬ (2-メチル-1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ⑭ 1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-

イル) ブタン-1-オノン及びその塩類

- ⑯ (2-メトキシフェニル) (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類
- ⑰ 2-(4-ヨード-2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-メトキシベンジル) エタシアミン及びその塩類
- ⑱ (2-ヨードフェニル) (1-ペンチル-1H-インドール-3-イル) メタノン及びその塩類

※上記17物質のうち、①、⑧、⑯、⑰、⑱の5物質については海外で流通が確認されているが国内では未流通の物質である。

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1.に示した物質について、法第76条の4に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第3項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1)から(4)までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成24年10月17日）から起算して30日を経過した日
(平成24年11月16日)から施行すること。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

官報

政令

次

告示

人事異動

- 総合特別区域計画の変更を認定した件 (同二七六、二七九)
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件 (法務四三九)
- 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件 (同四四〇)
- 保安林の指定をする件 (農林水産二二九六、二二九八)
- 土地区画整理事業の関係図書を縦貫に供する件 (国土交通一、三五)
- 砂防法第二条の土地を指定する件 (同二二三六)
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件 (同一、一三七、一二三八)
- 船舶登録事項の変更の件 (同二二三九)
- 宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件 (同二二四〇)
- 道路に関する件 (関東地方整備局三七二)
- 浄化槽の型式の認定を更新した件 (同三七三)
- 浄化槽の型式を認定した件 (同三七四)
- 都市計画に関する件 (中部地方整備局一八三)
- 道路に関する件 (同一八四、一八五)
- 総合特別区域計画を認定した件 (内閣府二七一、二七五)

四 内閣 法務省 防衛省

〔叙位・叙勳〕

〔公 告〕

〔諸 事 項〕

裁判所、相続、公示催告、失踪、除権決定、

破産、免責、特別清算、再生関係、特殊法人等。

厚生年金基金変更、企業年金基金清算人就任関係

地方公共団体、教育職員免許状取上げ処分関係

会社その他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (二二五八)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律 (政令第二二五七号) (警察庁)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成二四年法律第五三号) の施行期日は、平成二四年一〇月三〇日とすることとした。

本号で公布された法令のあらまし

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (政令第二二五八号) (警察庁)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (以下「法」という) 第一十五条の第三項第三号の政令で定める行為は、対立指定暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令等の一部改正による法律 (以下「法」という) 第一十五条の第三項第三号の政令で定める行為は、対立指定暴力団員の組織内で営業を営む者に対する自己の所属する指定暴力団等の威力を示す行為とすることとした。(第一二条関係)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (同法第一五一条の三第一項第三号に係る部分に限る) に規定する暴力団員の所持許可の欠格事由となる凶悪な罪として法第四六条第二号 (同法第一五一条の三第一項第三号に係る部分に限る) に規定する罪等を追加することとした。(第一二条関係)

○暴力団刀剣類持等取締法施行令の一部改正をして法第四六条第二号 (同法第一五一条の三第一項第三号に係る部分に限る) に規定する暴力団刀剣類持等取締法施行令の一部改正を行うこととした。

○この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二四年一〇月三〇日) から施行することとした。

○港湾法施行令の一部を改正する政令 (政令第二五九号) (国土交通省)

○石巻港及び松島港を国際拠点港湾として定められている仙台臨港港に統合し、同港の名称を仙台港に改めることとした。(本則関係)

○この政令は、公布の日から施行することとした。

2

1

第一条中第三十八号を第四十一号とし、第三十七号を第二十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十五、「(一)六フトイル」、「一H-インダールーイール」、「ベンタンニトトリル及びその塩類

第一条中第三十六号を第三十八号とし、第二十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三十号を第三十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四、(一)「クロロナフタレンーイール」、「(一)ペンチルーH-トインドールー三-イール」メタノン及びその塩類

第一条中第三十一号を第三十二号とし、第十五号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

二十五、(四)「クロロナフタレンーイール」、「(一)ペンチルーH-トイン

ノン及びその塩類

附則

この命令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告示

○内閣府告示第二百七十二号

第一条中第三十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

二十五、「(四)クロロナフタレンーイール」、「(一)ペンチルーH-トイン

ノン及びその塩類

第一条中第三十一号を第三十二号とし、第十五号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

二十五、(四)「クロロナフタレンーイール」、「(一)ペンチルーH-トイン

ノン及びその塩類

附則

この命令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告示

○内閣府告示第二百七十二号

第一条中第三十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

二十五、「(四)クロロナフタレンーイール」、「(一)ペンチルーH-トイン

ノン及びその塩類

附則

この命令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告示

○内閣府告示第二百七十二号

第一条中第三十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

二十五、「(四)クロロナフタレンーイール」、「(一)ペンチルーH-トイン

ノン及びその塩類

附則

この命令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告示

○内閣府告示第二百七十二号

第一条中第三十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

二十五、「(四)クロロナフタレンーイール」、「(一)ペンチルーH-トイン

ノン及びその塩類

附則

この命令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○内閣府告示第二百七十六号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)

第十四条第一項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十七日

○内閣府告示第二百七十八号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)

第十四条第一項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付で認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十月十七日

平成二十四年十月十七日